平成２８年（フ）第１６５号
静岡県沼津市小諏訪18番地の１　ルミナス・M102、前住所静岡県沼津市東椎路1150番地の１　ヴィラメゾンＰＬＵＭ201号室
債務者　黒川　幸子（旧姓後藤）
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３９８号
堺市中区深阪４丁３番20号
債務者　忠見　　恵（旧姓小川）
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７４１号
福岡市早良区賀茂４丁目14番19号
債務者　岡口　吉和
１　決定年月日時　平成28年６月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８３５号
福岡市東区塩浜１丁目２番６―101号
債務者　宮路　浩子
１　決定年月日時　平成28年６月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８５１号
福岡市博多区東平尾１丁目３番20―205号
債務者　秋永すみれ
１　決定年月日時　平成28年６月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５７号
北海道登別市中央町５丁目11番地６ハイデンス７　206、前住所北海道登別市登別本町１丁目20番地３
債務者　川畑　稔也
１　決定年月日時　平成28年６月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
北海道伊達市南稀府町69番地12
債務者　猪師　寛樹
１　決定年月日時　平成28年６月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
岩手県奥州市前沢区字陣場179番地11　おものみ団地16号、旧住所岩手県奥州市前沢区字鵜ノ木12番地114
債務者　及川　英祐
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１１４号
岩手県奥州市前沢区字陣場179番地11　おものみ団地16号、旧住所岩手県奥州市前沢区字鵜ノ木12番地114
債務者　及川　智子
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１４５号
岩手県滝沢市巣子758番地４　ブレーヌミリューＢ202号、旧住所岩手県八幡平市松尾寄木第27地割75番地１
債務者　小野澤　勝
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２３号
山形県鶴岡市三和町３番４―３号
債務者　佐藤　　秀
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第２９号
山形県鶴岡市稲生１丁目３番11―５号　グループホームどんぐり
債務者　佐々木朋幸
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第４９号
群馬県太田市大原町1149番地６　ピュアタウンⅡ　１号棟、前住所群馬県伊勢崎市掘下町1259番地
債務者　横堀　幸夫
１　決定年月日時　平成28年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第６８号
長野市大字安茂里3826番地
債務者　山井　一実
１　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８２号
静岡県富士市今泉2436番地
債務者　池田　萌奈
１　決定年月日時　平成28年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１７２号
兵庫県たつの市龍野町島田720番地１　レオパレスＩＫＥＪＩＲＩ　103、従前の住所兵庫県姫路市山吹２丁目15番26―405号　グリーンヒルズ山吹
債務者　横田　直樹
１　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部